

## 養殖業成長産業化推進協議会設置・運営要綱

## (目的)

第1条 平成30年6月1日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における水産政策の改革では、国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組むこととしている。

これを受け、国は「養殖業成長産業化総合戦略」(仮称)(以下「総合戦略」という。)を令和元年度中に策定することとしている。この総合戦略は我が国養殖業の歴史や強み等の特徴を捉えつつ、今後予測される我が国の社会環境と拡大・変化する世界の水産物市場のなかで我が国養殖業の立ち位置を確認し、我が国が目指す養殖業の成長産業化を定め、その方向性を示すものである。この総合戦略を実効性あるものにしていくため、養殖業及び養殖業のステークホルダーが、養殖業に係る生産から販売・輸出に至るサプライチェーンの課題について国に対し助言し、これを受けて国が策定及び改定することが望まれる。また、総合戦略を効果的に実現するための具体的な方策や取組等を定めた行動計画を策定し、計画的かつ連携して養殖業の成長産業化に取り組むことが必要である。このため、「平成31年度 養殖業成長産業化行動計画策定事業」において、養殖業成長産業化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、総合戦略について意見交換し、国に対する助言の場とするとともに、総合戦略に基づく養殖業成長産業化の行動計画の策定を目的とする。

## (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 国が策定する総合戦略に対する助言
- (2) 総合戦略に基づく養殖業成長産業化の行動計画の策定
- (3) 本条(1)及び(2)を実施のため、座長が協議会委員の意見を踏まえ必要とする事項

## (組織)

第3条 協議会の委員15人以上をもって組織し、委員は、次に定める者のうちから事務局が委嘱し、又は任命する。

- (1) 生産分野の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (2) 生産加工分野の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (3) 飼餌料の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (4) 物流・小売業の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (5) 輸出の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (6) 消費者の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (7) 持続可能な開発の啓蒙を推進する組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (8) 金融の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (9) 研究開発の組織に属し当該分野に専門的な知見を有する者
- (10) 学識経験者
- (11) その他必要と認められる者

第3条の2 委員はその専門的知見から養殖業成長産業化のために必要と判断することについて協議会の場において意見及び助言する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月末とし、再任を妨げない。

(座長及び座長代理)

第5条 協議会に座長及び座長代理を選任する。

2 座長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長が欠席の際は、その職務を代理する。

(招集・公開)

第6条 座長は協議会を招集し任期までの期間に原則3回行う。ただし、委員が追加の協議会の開催を発議し座長が必要と認める場合は招集できる。

2 座長が必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 予め委嘱した委員の出席が困難な場合、座長はその委員が指定する代理の者の出席を認める。また、代理の出席も困難な場合は、予め書面により議題及び検討内容を通知し、それに対する意見を事務局が聴取する。

4 協議会の開催条件は、委員の過半数の出席、または意見の聴取を行うものとする。

5 協議会は、一般への公開を行うものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあると認められる場合には、座長は、協議会の全部又は一部を非公開にできる。

(議題)

第7条 議題は協議会の開催に先立ち委員に対し通知し、通知した議題に限り協議することができる。ただし、委員が追加議題の設定を発議し座長が必要と認める場合は設定できる。

2 議題は協議事項及び報告事項とし、協議事項のうち議決をとるものについては、協議会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(議事概要の公表)

第8条 協議会の議事概要は、発言者の確認後、座長の承認を受けた上で公開する。ただし、非公開とした議題の議事概要は発言者の氏名を伏せ公開する。

(部会の設置)

第9条 協議会において総合戦略で定められた戦略的養殖品目毎に部会を設置し組織する。

2 前項以外の部会の設置・運営は本要綱に準ずる他、部会長が必要と認める事項は別に定める。

(事務局)

第 10 条 協議会事務局は一般社団法人全国海水養魚協会に置くものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。